岸和田市教育委員会

新型コロナウイルスの感染が確認された場合の学校園の対応について

平素は学校園の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの感染が確認された場合、学校園における感染拡大の可能性を見極めながら、児童生徒の学びを保障していくため、学校園の対応を以下のとおり変更します。

なお、新型コロナウイルス感染症は日々状況が変化しているため、必要に応じて対応に変更が生じる場合があります。

記

- 学校園内に陽性者が確認された場合の対応について
 - (1) 陽性者が発症日2日前以降に登校(園)していない
 - ➡臨時休業は実施しません。
 - (2) 陽性者が発症日2日前以降に登校している
 - ①学校における陽性者の行動調査から、濃厚接触者の可能性がある者(*1)はいない
 - →保健所へ確認したうえで、下校措置・臨時休業は実施せず、教育活動を継続します。 但し、保健所に確認がとれるまでは、感染リスクの高い活動は実施しません。
 - ②学校における陽性者の行動調査から、濃厚接触者の可能性がある者がいる
 - →保健所へ確認したうえで、濃厚接触者の可能性がある者がいる集団(同一クラス、部活動等)のみを下校させたのち、その集団を翌日から3日間休業とする。

但し、複数の陽性者が確認されるなど、学校内で感染が広がっている可能性がある場合は、 学年・学校単位で下校及び臨時休業を実施する場合や休業期間を延長する場合があります。

- ※上記に限らず、幼稚園については、発症日2日前以降に登園していれば陽性が確認された 段階で、全員を降園させた後、まずは翌日から3日間臨時休業とする。
- (*1) 濃厚接触者の可能性がある者:

手で触れる距離(目安として1m)でマスクなしで陽性者と15分以上話をした。